

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項の規定に基づく愛の手帳の交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成29年1月10日付けで通知した、請求人の子である〇〇さん（以下「本件児童」という。）に係る愛の手帳の交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

本件児童は、新しい事態や時や場所に応じた対応が不十分で、慣れるのにたいへん時間がかかる。日常の会話はできるが、抽象的な思考が不得手でこみ入った話は難しい。語彙の理解・表現に対しての読み書きも困難であり、自分の言いたいことがうまく組立できず考えや気持ちの説明も困難である。

本件児童の生活状況、医師の診断書、知能測定値（平成28年12月6日実施されたWISC-IVの結果）等から判断して、本件児

童は、愛の手帳に該当する知的障害の状態にある。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 4月10日	諮問
平成29年 5月23日	審議（第9回第2部会）
平成29年 6月27日	審議（第10回第2部会）

第6 審理員の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した東京都心身障害者福祉センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」とい

う。)に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳未満の場合にあつては、児童相談所を判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、上記申請書を受理した児童相談所長は、総合判定基準表(別紙1)及び当該知的障害者が6～17歳である場合は都要綱別表第3「知的障害(愛の手帳)判定基準表(6～17歳 児童)」(別紙2。以下「個別判定基準表」という。)に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

- (3) 都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めるときは、児童相談所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表(別紙1)によれば、障害の度数は、「1度(最重度)」から「4度(軽度)」までに区分され、4度(軽度)の判定内容は、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」とされており、上記各度数及び程度不明のいずれにも該当しないと判定したときは「非該当」とするとされている。

そして、都要綱5条3項は、同条1項の規定により、交付申請を却下するときは、愛の手帳交付申請却下通知書により行うものとするとしている。

- (4) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目(昭和42年3月20日42民児精発第58号。以下「実施細目」という。)4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、

実施細目 4・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 本件児童の知的障害に係る総合判定について

次に、児相センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー検査の結果は、IQ 79 と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね 50～75」の区分を上回るものとして、非該当と記載されている。

イ 「学習能力」について

面接等において、漢字を交えた文章の表記及び暗算での計算課題が可能であったが、いずれの課題も難易度は小学生レベルであった。

また、面接等での請求人からの聴き取りによれば、漢字はおおむね小2レベル、簡単な加減乗除算は可能だが、桁数が増えると分からなくなるとのことであった。

以上により、個別判定基準表における「簡単な読み、書き、計算がほぼ可能」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

ウ 「作業能力」について

面接等において、おもりの軽重を比較して並べる課題や、紙と鉛筆を使い記憶によって図形を描く課題に、完全な正答ではないものの合格した。ただし、いずれの課題も難易度は小学生レベルであった。

また、面接等での請求人からの聴き取りによれば、手指で数字の「3」を示せない、ボタンをはめるのに時間がかかるとのことであった。

以上により、個別判定基準表における「単純な作業が可能」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

エ 「社会性」について

面接等の場面では、検査時間が長引き、課題の難易度が高くなっても、投げやりにならずに、きちんと受検する姿勢が保たれていた。また、医師からの質問に対して的確に答えており、本件児童からは、「学校楽しい、友達いる。」との発言があった。

さらに、面接等での請求人からの聴き取りによれば、他者との交流は可能とのことであった。

以上により、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動」は可能であり、社会性については、非該当と記載されている。

オ 「意思疎通」について

面接等において、与えられた手がかりから適切な文章を作成する課題に正答しており、小学生レベルの漢字を交えた文章の表記が可能であった。また、医師からの質問に対して的確に答えていた。

一方、面接等での請求人からの聴き取りによれば、指示が2つまでは理解可能だが、3つ以上になると分からない、何が困っているか説明できないとのことであった。

以上により、個別判定基準表における「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

カ 「身体的健康」について

面接等での請求人からの聴き取りによれば、定期的な治療や服薬が必要な状態にはなく、この1年、体調に変化はないとのことから、身体的健康については非該当と記載されている。

キ 「日常行動」について

面接等での請求人からの聴き取りによれば、本件児童は、弟や妹に対して執着してしつこく関わったりすることがあるとのことだが、そのほか学校や家庭において問題となるような行動が見られないことから、日常行動については非該当と記載されている。

ク 「基本的生活」について

面接等での請求人からの聴き取りによれば、箸を使用して食事ができるが、距離感がうまくいかない、排泄は自立している、着脱衣は可能だがボタンをはめるのに時間がかかるとのことであった。

以上により、食事、排泄、着脱衣等の身辺生活処理は自立しているとして、基本的生活については非該当と記載されている。

ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目中3項目が4度（軽度）相当、同じく5項目が非該当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、本件児童に対する面接等及び請求人からの聴き取り調査により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、児相センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできないものである。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、全体として非該当と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「境界知能、愛の手帳非該当」と、心理学的所見欄には「CA 14 : 0 (修正 13 : 8) MA 10 : 9 IQ 79 (鈴木ビネー式)」と、社会診断所見欄には「判定結果については保護者へ説明済み。」と、それぞれ記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、本件児童の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「前各号（1度（再重度）から4度（軽度）まで及び程度不明）に該当しないと判定したとき」に該当するものとして、「非該当」と判断するのが相当である。

したがって、本件判定書に基づいて、処分庁が行ったこれと同旨の本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の反論について

請求人は、本件児童の生活状況、医師の診断書及び知能測定値（平成28年12月6日実施されたWISC-IVの結果）等から判断して、本件児童は、愛の手帳に該当する知的障害の状態にある旨主張する。

しかしながら、都要綱によれば、愛の手帳の交付に係る判定は、申請書を受理した児童相談所長が、総合判定基準表及び個別判定基準表に基づいて判定を行い、その結果に基づき作成される判定書及び申請書により、処分庁が手帳の交付の可否を決定すると規定されており（1・(2)及び(3)）、また、児童相談所長が行う程度別総合判定は、判定書に記載されたプロフィールを参考にして行うとされている（1・(4)）ところ、本件判定書のプロフィールの各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできないものであり、これらの判定に基づき、障害の程度の総合判定を「非該当」と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人が主張するような診断等が仮にあったとしても、そのことをもって本件処分が違法又は不当なものであるということにはならない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び2(略)